

平成25年11月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 山口倫弘

平成24年(ワ)第3545号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成25年9月18日 (被告後藤■■■■, 被告株式会社アイ・エス・テクノロジー, 被告加藤■■■■及び被告鈴木■■■■関係), 同年10月9日 (被告濱岡■■■■関係)

判 決

原 告

上記訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

上記訴訟復代理人弁護士

同

荒 井 哲 朗

山 口 貴 士

島 幸 明

白 井 晶 子

太 田 賢 志

佐 藤 頭 子

五 反 章 裕

浅 井 淳 子

見 次 友 浩

千葉県■■■■

被 告

後 藤 ■■■■

(以下「被告後藤」という。)

上記訴訟代理人弁護士

中 川 潤

広島市■■■■

被 告

グローバルウィン こと

濱 岡 ■■■■

(以下「被告濱岡」という。)

東京都■■■■

被 告 株式会社アイ・エス・テクノロジー
(以下「被告IST」という。)

上記代表者代表取締役

加 藤

東京都

被 告 加 藤
(以下「被告加藤」という。)

東京都

被 告 鈴 木
(以下「被告鈴木」という。)

上記3名訴訟代理人弁護士

富 田 秀 実

同

松 村 博 文

同

吉 川 愛

同

高 井 陽 子

同

梶 智 史

同

花 田 行 央

主 文

- 1 被告後藤は、原告に対し、187万4000円及びこれに対する平成24年2月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を(ただし、うち187万4000円及びこれに対する同年3月5日から支払済みまで年5分の割合による金員は被告濱岡と、185万3000円及びこれに対する同年2月23日から支払済みまで年5分の割合による金員は被告IST、被告加藤及び被告鈴木とそれぞれ連帯して)支払え。
- 2 被告濱岡は、原告に対し、被告後藤と連帯して187万4000円及びこれに対する平成24年3月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を(ただし、うち185万3000円及びこれに対する同年3月5日から支払済みまで年5分の割合による金員は被告IST、被告加藤及び被告鈴木と連帯して)支払え。

- 3 被告鈴木は、原告に対し、185万3000円及びこれに対する平成24年2月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を（ただし、うち185万3000円及びこれに対する同年2月23日から支払済みまで年5分の割合による金員は被告後藤、被告I S T及び被告加藤と、うち185万3000円及びこれに対する同年3月5日から支払済みまで年5分の割合による金員は被告濱岡とそれぞれ連帯して）支払え。
- 4 被告I S T及び被告加藤は、原告に対し、被告後藤及び被告鈴木と連帯して185万3000円及びこれに対する平成24年2月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を（ただし、うち185万3000円及びこれに対する同年3月5日から支払済みまで年5分の割合による金員は被告濱岡と連帯して）支払え。
- 5 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- 6 この判決の第1項から第4項までは、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、「121FX TRADING SYSTEM」と称した自動売買システムを用いた外国為替証拠金取引（以下「121FX取引」という。）に投資した原告が、121FX取引は運用実体のない詐欺取引であったと主張して、不法行為による損害賠償請求権（被告加藤及び被告鈴木については会社法429条1項の損害賠償請求権）に基づき、被告後藤及び被告濱岡に対し、連帯して187万4000円（投資金200万3000円、口座開設申込金2万1000円及び弁護士費用相当額20万円の合計額222万4000円から分離前被告佐伯

〔以下「佐伯」という。〕が本件訴訟における原告との和解に基づき同人に支払った35万円を控除した額）及びこれに対する本訴状送達の日（被告後藤は

平成24年2月23日、被告濱岡は同年3月5日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金(ただし、うち185万3000円及びこれに対する遅延損害金は被告IST、被告加藤及び被告鈴木[以下、「被告ISTら」というときはこの三者を示す。]と連帯して)、被告ISTらに対し、被告後藤及び被告濱岡と連帯して185万3000円及びこれに対する本訴状送達の日翌日(被告IST及び被告加藤は平成24年2月23日、被告鈴木は同月22日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実(証拠を掲記した以外の事実は当事者間に争いのない事実である。)

(1) 当事者等

ア 原告

原告(昭和●年生。甲7の2)は、佐伯から勧誘され、121FX取引に投資をした者である。

イ 121グループ

121 INTERNATIONAL INVESTMENT LIMITED(以下「121INT」という。)は、原告が投資をした121FX取引の運用主体と謳われていた香港法人である(甲1の1～1の3)。

林云と称する者(以下「林」という。)は、121INT及び日本法人である121証券株式会社(以下「121証券」という。)の取締役(平成18年10月18日から平成20年7月14日までは代表取締役。甲31)を務め、121FX株式会社(甲32)、121BANK株式会社(以下「121BANK」という。甲13、33)を含めた「121グループの最高責任者」、「121証券株式会社筆頭株主」、「121関連ファンド最高責任者」などと称していた者である(甲3～5)。現在、林の所在は明らかではない。

ウ 被告濱岡ら

被告濱岡は、山本●(以下「山本」という。)から誘われ、自らも121

FX取引に投資するとともに、「グローバルウインの代表浜岡[REDACTED]」と名乗り、同取引の代理店をしていた者である。

佐伯は、121FX取引に関し、被告濱岡の下位代理店として、原告に対し、121FX取引を勧誘した者である。

エ 被告後藤

被告後藤は、林に対し、山本や後に121FX取引の代理店活動を行うようになった複数の者を紹介した者である。

オ 被告ISTら

被告ISTは、原告が121FX取引の証拠金名目の金員を送金した振込先の口座名義人であり、被告加藤は、被告ISTの代表取締役、被告鈴木は、同社の取締役である。

(2) 原告の121FX取引に対する投資

原告は、佐伯から121FX取引の勧誘を受け、平成22年2月上旬ころ、佐伯を通じて被告濱岡に口座開設サポート料として2万1000円を支払い、「121FUND」の口座開設を申し込んだ(甲7の1, 7の2)。

原告は、同月10日、121FX取引の証拠金として、佐伯から指定を受けた株式会社三菱東京UFJ銀行長原支店の「株式会社アイエステクノロジー収納代行口」名義の普通預金口座(口座番号[REDACTED])。以下「本件IST名義口座」という。)に200万3000円を送金した(甲8)。

被告ISTは、本件口座に入金された金員を株式会社三菱東京UFJ銀行虎ノ門中央支店及び同銀行西新宿支店の各121BANK名義の普通預金口座、又は同銀行新宿中央支店の121FX株式会社名義の普通預金口座のいずれかに送金した。

(3) 121FX取引停止の発表

林は、平成22年10月7日頃、121FX取引の顧客に対し、平成21年3月以降、121関連ファンドの運用資金を他に流用していたが、平成22年

2月の銀行口座の凍結等により、ファンドを正常に運用できなくなり、資金がなくなったなどと発表した（甲5）。

2 争点

(1) 被告濱岡の関係

被告濱岡は、佐伯をして原告に121FX取引を勧誘した際、同取引についてその実体がないことを知っていたか、または、知らなかったことについて過失があるか。

(2) 被告後藤の関係

被告後藤は、121FX取引に関与したか。

(3) 被告ISTらの関係

被告ISTらは、原告からの送金業務を行う際、取引の実体のない121FX取引に利用されることを知っていたか、または、知らなかったことについて過失があるか。

3 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)（被告濱岡の関係）について

（原告の主張）

121FX取引は運用実体のない架空取引であるにもかかわらず、グローバルウィンの濱岡の手伝いと称していた佐伯は、原告に対し、「資産管理はマンフィナンシャルが行うので安心です。毎月3.5%くらいの配当が得られますよ。このFX自動売買システムはリスクが小さくこつこつ勝っていくロジックになっています。最悪時はシステムが停止するので運用金額の20%くらいの負けですみます。」と言って勧誘した。

被告濱岡は、121FX取引の下位代理店として、顧客から預かっている運用資金総額の一定割合のコミッションフィーを毎月受領していたのであるから、121FX取引が詐欺商法であることを認識し、あるいは容易に認識し得た。

（被告濱岡の主張）

被告濱岡は、平成22年10月4日、山本から121FX取引が適正な運用を行っていなかったことを聞いて、同取引の実体を初めて知った。被告濱岡は、佐伯に毎月3.5%の配当が出るなどと言わせたことはなく、「月間運用実績表」にも過去の実績であり、将来の運用を保証するものではないことを明示している。

したがって、被告濱岡は、121FX取引が実体のないものであることの認識はなかったし、それを知らなかったことについて過失もない。

(2) 争点(2) (被告後藤の関係) について

(原告の主張)

被告後藤は、林に最も近い関係に位置し、121FX取引の最上位代理店として、121FX取引が顧客らの預かり資金から不合理に高率なコミッションフィーを抜いている上位下位の各代理店らの勧誘活動によって伝播・拡大していくことを認識しながら、コミッションフィーを得ることを目的として121FX取引の代理店となることを希望する者らを林に紹介するなどして、121FX取引名目の資金集めに大きく寄与した者である。被告後藤は、平成21年8月に121FX取引の代理店の一つであった谷本■■■（以下「谷本」という。）が林から121FX取引のコミッションフィー等の説明を受けた際も同席していたこと、谷本の上位代理店であった牧野■■■（以下「牧野」という。）に対しコミッションフィーを渡していたこと、121FX取引が配当を停止した際、代理店を集めて林に対し状況説明を求め、平成22年10月4日の説明会にも参加していたことなどからすると、被告後藤が121FX取引の最上位代理店として活動していたことは明らかである。

(被告後藤の主張)

被告後藤は、山本から頼まれて同人に林を紹介したことがあるが、山本の上位代理店に当たる関係になく、原告に対する勧誘をしたことはないし、原告の投資した資金についてのコミッションフィーを受け取ったこともない。また、被告後藤は、林が121FX取引は運用実体がないことを表明するまで、そのような事

実を全く知らなかった。

(3) 争点(3) (被告I S Tらの関係) について

(原告の主張)

121FX取引に関し、被告I S Tの行為は、為替取引に該当し、犯罪による収益の移転防止に関する法律上の資金移転業に当たる。被告I S Tらは、J I P LIMITED (以下「J I P」という。) との間のカード業務委託契約に基づく収納代行業務を行っていたにすぎないと主張するが、121FX取引の顧客は、被告I S Tについて121のグループ会社などと説明を受け、実際、被告I S Tは、「121BANK」や「121FX株式会社」名義の口座に送金していたこと、原告のようなカード発行を受けない者からも入金を受け上記口座に送金していること、被告加藤は、収納代行業務について林から説明を受けたのみで、J I Pという法人について確認をしておらず、直接やり取りをした形跡もないことからすると、被告I S Tは、被告I S T名義の口座が違法な121FX取引に使用されることを認識していたというべきである。また、仮に認識していなかったとしても、被告I S Tは、個々の送金を受諾する前に送金の目的や資金の名目等について調査する義務があったのにこれを怠り、詐欺商法である121FX取引へ資金移動させたのであるから、不法行為責任を負う。

被告加藤は、被告I S Tの代表取締役として、被告I S Tが前記違法行為を行わないよう業務執行すべき注意義務を負っていたにもかかわらず、これをあえてせず、会社として違法行為を行ったのであるから、会社法429条1項の損害賠償責任を負う。

被告鈴木は、被告I S Tの取締役として、代表取締役である被告加藤の業務執行を監視監督し、違法な業務執行を是正すべき義務があったのにこれを怠り、違法な商法を行うがままにしたのであるから、職務を行うについて故意又は重過失があったといえ、会社法429条1項の損害賠償責任を負う。

(被告I S Tらの主張)

被告ISTは、121INTとは全く関係のない独立した会社である。被告加藤は、林から被告ISTが代金前払式クレジットカード発行代行事務の話を持ち掛けられ、平成21年9月1日、林から関連会社であると紹介されたJIPとの間で、カード業務委託契約を締結したが（乙ロ3）、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）が施行されることになったことから、平成22年3月末日、上記カード業務委託契約を解除し、同年4月6日、本件口座も解約した。被告ISTは、林から、上記カード業務委託契約に基づく収納代行業務は、クレジットカードの顧客が海外のクレジットカード発行会社に預託金を送金する際の手数料軽減のためと聞いており、資金決済法施行前は何ら違法性のない業務であった。

被告ISTは、121FX取引について、コミッションフィーを受領したことはなく、原告の振込と主張する者からの振込に関し得た手数料は、4000円（収納代行委託報酬2000円、カード発行関連業務等2000円）のみである。

また、被告鈴木は、被告ISTの送金業務に一切関与していない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

証拠（証拠は各項目に掲記）及び弁論の全趣旨によれば、第2の1の前提事実に加え、次の事実を認めることができる。

- (1) 当事者等の121FX取引への関与（甲1～8、10、11、17、18、21～25、31～33。ただし、甲21及び22のうち、下記認定に反する部分を除く。）

ア 林は、香港において「121証券投資有限公司」の董事（取締役）又は「121国際投資有限公司（121INT）」の秘書（書記役）として登録されていた者であるが（甲1の1～1の3）、東京都新宿区に事務所を置く日本法人の121証券を拠点として、平成19年頃から、121FX取引に対する投資金名下に顧客から資金を集めるようになった（甲2の2、5。以下、林が12

1 F X取引への投資金名下に行った資金収集を「1 2 1 商法」という。) 。

1 2 1 商法は、下位代理店が一般消費者を勧誘し、中間、上位代理店を通じて、林に資金が集約され、各代理店には立場に応じたコミッションフィーが支払われる仕組みになっていた (甲 2 3, 2 5) 。

林は、1 2 1 F X取引の顧客に対し、同取引に投資された資金は、世界的な企業であるマンフィナンシャルグループが管理運用していると説明していたが、実際には管理を委託した事実はなかった (甲 4, 5) 。

イ 被告後藤は、システムエンジニアであったが、他社が開発したF X自動売買取引システムのソフトを証券会社に紹介する過程で林と知り合った (甲 2 1, 2 2) 。

被告後藤は、平成 2 0 年前半に牧野を、同年夏頃に前田■■■■ (以下「前田」という。) を、同年 9 月頃に安在■■■■ (以下「安在」という。) を、平成 2 1 年初旬頃に山本をそれぞれ林に紹介し (甲 1 8, 2 1, 2 2) 、同年春又は夏頃、谷本から紹介を受け、柏田■■■■ (以下「柏田」という。) を林に紹介した (甲 2 4) 。被告後藤が紹介した前記各人は、いずれも 1 2 1 F X取引の代理店として活動し、前田は、平成 2 1 年 3 月に設立された株式会社 1 2 1 B A N K 東京支社の代表取締役就任した (甲 1 9) 。

谷本は、同年春頃、牧野から 1 2 1 F X取引を紹介され、代理店として活動するようになったが、中間代理店として上位代理店からコミッションフィー (谷本の手取り分は少なくとも合計 3 3 0 0 万円程度) を受け取り、床嶋■■■■ (以下「床嶋」という。) らの下位代理店にコミッションフィーを交付していた (甲 2 3) 。

床嶋、谷本及び柏田は、1 2 1 F X取引の代理店となるに当たり、1 2 1 証券の事務所を訪れ、被告後藤同席の上、林と面談し、1 2 1 F X取引について説明を受けるなどした (甲 1 7, 2 3, 2 4, 3 1) 。

ウ 1 2 1 F X取引を扱う代理店は、その顧客に対し、入金口座として、1 2 1

BANK名義の口座や本件IST名義口座を指定し、被告ISTは121グループ会社又は121INTの関連子会社であると説明していた(甲10, 11)。

エ 林は、121FX取引の顧客に対し、配当と称して金員を分配していたが、平成22年に入りこれを遅滞するようになったほか、顧客は、121FX取引の証拠金として預けた金員を自由に出金できなくなった。

林は、上記事態について、同年8月、121FX取引の顧客に対し、金融機関の事故により出金ができなくなっており、新システム移行のため、一次的に配当及び出金の受付を停止するなどと説明した(甲3)。

121FX取引の代理店は、被告後藤らを通じて、林に説明を求めていたが、林が明確な説明をしなかったことから、被告後藤は、山本ともに、自分の費用をもって、中華人民共和国(中国)にいた林の下を訪れ、前記事態の説明を求めた。これを受け、林は、同年10月4日、同国広東省深圳市において、121FX取引の代理店関係者らを集め、121FX取引の資金はマンフィナンシャルが管理していると説明していたが、その実体はなかったことなどを明らかにして謝罪した(甲4, 18, 21, 22, 24)。

また、林は、同月7日頃、121FX取引の顧客に対し、資金を他の事業に流用していたことや返金が遅れていることなどを謝罪する文書(甲5)を出した。

オ なお、被告後藤は、知人から頼まれて、林との面談の場を取り持ったことはあったが、自分自身は121FX取引には関与していないと主張し、これに沿う陳述をしている(甲21, 22)。

しかし、谷本は、被告後藤と共同被告となっている別件訴訟(東京地方裁判所平成23年(ワ)第25537号損害賠償請求事件)の本人尋問において、牧野の上位代理店は被告後藤だと思う(甲23の18頁)、被告後藤は121FX取引について牧野にアドバイス指示しており、自分も被告後藤と121FX取

引について電話で直接やり取りした（同19頁）、顧客が121FX取引のために入金した資金を出金できなくなった後、被告後藤から林の情報を得ていた（同19頁）などと、被告後藤の前記陳述内容に反する陳述をしている。谷本の陳述内容は、床嶋が谷本の下位代理店として121FX取引の勧誘を始めるにあたり、平成21年9月2日に121証券の事務所を訪れ、林と面談した際、被告後藤も同席しており、谷本から自分の上位代理店である牧野の上の人物として被告後藤を紹介されたと述べている床嶋の陳述内容（甲17）、谷本から被告後藤や山本が上位代理店であると聞いていた（甲24の10頁）、林の下には被告後藤の系統と山本の系統があり、二つのアカウントを使い分けていたなどと陳述する前記別件訴訟の本人尋問における柏田の陳述内容（同14頁）に沿うものであるし、121FX取引の配当名目の金員の分配等が停止した後、被告後藤及び山本が中国にいる林の下を訪れていることとも整合する。他方、被告後藤は、前記別件訴訟の本人尋問において、山本や谷本が121FX取引の関係でコミッションフィーを受け取っていたことを平成22年頃に知ったと陳述したが（甲21の21頁）、それを誰から聞いたのかとの質問に対しては、即答できず、更に問われて、「山本さんだったか、林さんだったのか。」（同22頁）などと曖昧な陳述にとどまり、その額も聞いていないと述べるなど（同頁）、自分の費用で中国まで行き、林に121FX取引の配当等が停止している理由を代理店に説明するよう求めた（同24～27頁）のに比して、その記憶や情報量が不自然に乏しいと言わざるを得ない。また、被告後藤は、紹介者としての立場上、山本に同行して中国にいた林を訪問したにすぎないと述べるが、林は、被告後藤及び山本から求められ、代理店関係者に直接事情を説明するに至っており、被告後藤及び山本は、121FX取引に関し、林に強い影響力を有していたことがうかがわれる。

以上によれば、121FX取引に関与していないとする被告後藤の陳述は、信用できない。

(2) 原告による121FX取引への投資（甲6～8，25，26）

佐伯は、平成21年5月又は6月頃、被告濱岡から121FX取引を誘われ、佐伯の妻名義で投資したほか、濱岡の下位代理店として121FX取引の勧誘を行い、原告を含む被勧誘者が入金した資金の約1%をコミッションフィーとして受領した。

佐伯は、平成22年1月末頃、121FX取引を行うための口座開設サポート業務を行う濱岡の下位代理店として、友人の知人であった原告に対し、解説書（以下「本件解説書」という。甲6）を見せるなどして、121FX取引を勧誘した。本件解説書には、121FX取引は121INTが開発したFXを用いた自動売買・資産運用システムであり、投資の初心者や全くの未経験者向けに元本保全を第一にプログラムされ、過去5年間継続して月3%以上の利益を出し続け、平成20年8月から平成21年7月までの平均は月3.7%であること（ただし、「これは毎月3.7パーセントの利益を保証する結果ではありません。運用時には毎月利益率が上下することをご了承ください」との記載もあった。）、顧客が121FX取引のために入金した資金は、世界最大の先物ブローカーのうちの一家で投資商品の主要な世界的な提供者であるマンフィナンシャルグループのマンフィナンシャルが管理をしていること、口座開設サポート料は2万1000円であることなどが記載されていた。

原告は、平成22年2月上旬頃、佐伯を通じて濱岡に口座開設サポート料2万1000円を支払い、121FX取引のための口座を開設した後の同月10日、本件IST名義口座に200万3000円を振り込んだ（甲8）。

2 争点(1)（被告濱岡の不法行為責任）に対する判断

被告濱岡は、121FX取引が実体のないものであることの認識はなかったし、それを知らなかったことについて過失もないと主張する。

しかし、被告濱岡は、121FX取引について過去5年継続して月3%以上の利益を出し続けている、マンフィナンシャルが資金管理をしているなどの虚偽の事実

が記載された本件解説書を佐伯に与えて121FX取引の勧誘活動をさせたと認められるところ、被告濱岡が本件解説書の内容が真実であると誤信するに至ったやむを得ない事情は見当たらない。また、被告濱岡の下位代理店であった佐伯が顧客の入金額の約1%のコミッションフィーを受領していたことからすれば、佐伯より上位に位置する被告濱岡は、それ以上のコミッションフィーを受領していたと推認することができる。

したがって、被告濱岡は、原告に対する121FX取引の勧誘時において、121FX取引の実体がないことについて明確な認識がなかったとしても、真偽を調査せずに本件解説書を用いて下位代理店である佐伯に勧誘活動をさせ、原告が121FX取引のために入金した金員に対しコミッションフィーを受領していたのであるから、不法行為責任を負うというべきである。

3 争点(2) (被告後藤の不法行為責任)

前記1で認定したとおり、①被告後藤は、121FX取引の代理店となる複数の者を林に紹介し、121証券の事務所における林の面談に同席していること、②121FX取引の配当名目の金員の分配が滞り、顧客が入金した資金を金融機関から出金できない状況になった後、自分の費用をもって、中国にいた林の下を山本とともに訪れ、代理店等に事情説明するよう求めたこと、③被告後藤が紹介した前田は、その後、株式会社121BANK東京支社の代表取締役役に就任したり、山本は121商法において複数の下位代理店を持つに至ったりするなど、被告後藤が紹介した者らは、その後、121商法で重要な役割を果たしていたこと、④被告後藤の121FX取引への関わりに関する陳述は、床嶋及び柏田の各陳述内容に整合する谷本の陳述内容とも矛盾するなど、信用できないことが認められるから、被告後藤は、下位代理店が一般消費者を勧誘し、中間、上位代理店を通じて、林に資金が集約され、各代理店には立場に応じたコミッションフィーが支払われるという121商法の仕組みを理解して、林に代理店となり得る者を紹介していたと認められる。なお、被告後藤が121FX取引に関連し、コミッションフィーを受け取っていたことを

裏付ける証拠はないものの（谷本も前記別件訴訟において、牧野が被告後藤からコミッションフィーを受領していたと聞いたかどうか再三質問されたのに対し、「もらってるような話」を聞いたと述べるにとどまり、明言はしていない。）、121商法におけるコミッションフィーは現金でやり取りされていたこと（甲23の31頁）、被告後藤とコミッションフィーのやり取りをしていた可能性のある林、山本及び牧野らの証言はなく、谷本の陳述を否定する証拠もないことからすると、上記認定を左右するものとはいえない。

したがって、被告後藤は、121商法において林に次ぐ上位代理店にあったと認められるが、中間代理店であった谷本ですら、少なくとも合計3300万円程度の手取り分のコミッションフィーを受領していたのであるから、被告後藤も相当多額のコミッションフィーを受領していたものと推認できる。そして、社会通念上、複数の代理店が段階的にコミッションフィーを受領する121商法の仕組みが正常なFX取引で成立しうるものではないことは容易に認識し得ることから、121商法の仕組みを知って、代理店となり得る者を林に紹介した被告後藤は、不法行為責任を負うというべきである。これは、仮に、被告後藤が、平成22年10月上旬に林が公表するまで、121商法で集約した資金を林が他に流用していることやマンフィナンシャルで資産管理していないことを明確に認識していなかったとしても同様である。

4 争点(3)（被告ISTらの責任）に対する判断

被告ISTらは、林から頼まれ、JIPから代金前払式クレジットカード発行代行事務の委託を受け、同契約に基づき、収納代行業務として、送金を行っていたと主張し、被告加藤もこれに沿う陳述をする。

しかし、前提事実及び前記1で認定した事実のとおり、①121FX取引を扱う代理店は、顧客に対し、121FX取引の証拠金の入金口座として、121BANK名義の口座又は本件IST名義口座を指定し、被告ISTは121グループ会社又は121INTの関連子会社であると説明していたこと、②原告は、佐

伯から121FX取引の証拠金の入金口座として、本件IST名義の口座を指定されたこと、③被告ISTは、原告から入金された金員を121BANK名義又は121FX株式会社名義の口座に送金したことが認められる。

これに対し、被告ISTらは、JIPとの業務委託契約書（乙ロ3）を本件証拠として提出するが、被告加藤は、JIPの業務については、林からマスターカードの発行及び管理をする会社だと聞いたと述べるのみで、業務内容、代表者及び事務所の所在等も把握していないこと（被告加藤19、20頁）、原告はクレジットカードの発行を申し込んでおらず、現に発行を受けていないこと（原告を121FX取引に勧誘した佐伯も被告濱岡もクレジットカードについては全く触れていない。）、被告ISTらは、「121BANKカード」という名称のカードについて記載したウェブサイトの記事をダウンロードして提出する（乙ロ5の1、5の2）以外は、クレジットカードの発行業務を行っていたことを裏付ける証拠を何ら提出しないこと、被告加藤は、本人尋問において、林と週1回か2週間に1回は会っていた（被告加藤14頁）、JIPは林の紹介であり、契約内容は林から聞き、契約書のやり取りも林とした（被告加藤21、22頁）と述べているにもかかわらず、送金先の121BANK及び121FX株式会社について知っているかという質問に対しては、明確な返答をせず（被告加藤30頁）、分からないなどと述べるにとどまっており、被告加藤の陳述を信用することはできない。

したがって、前記認定した事実及び検討の結果によれば、被告ISTは、顧客から送金された金員を林の指定する口座に送金するという121商法の資金収集の一端を担っていたと認められ、不法行為責任を負うというべきである。

また、被告加藤は、被告ISTの代表取締役であり、林と直接やり取りをしていたのであるから、被告ISTがその職務として行った送金業務について、会社法429条1項の損害賠償責任を負う。

被告鈴木は、被告ISTの取締役であるから、実際に送金業務に携わっていたか否かにかかわらず、役員の職務として、代表取締役である被告加藤の業務執行

を監視する義務があることから、これを怠ったものとして、会社法429条1項の損害賠償責任を負う。

5 損害

前提事実のとおり、原告は、121FX取引のための口座開設サポート料として、佐伯を通じて、被告濱岡に2万1000円を支払い、121FX取引の証拠金として200万3000円を本件IST名義口座に振り込んだことにより202万4000円の損害を受けたことが認められ、被告らの不法行為と相当因果関係のある弁護士費用相当損害金は20万円と認めることができる（ただし、佐伯は本件訴訟上の和解に基づき原告に35万円を支払っており、前記のうち35万円は弁償済みである。）。

したがって、原告に対し、①被告後藤には、187万4000円及びこれに対する平成24年2月23日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を（ただし、うち187万4000円及びこれに対する同年3月5日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金は被告濱岡と、185万3000円及びこれに対する同年2月23日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金は被告ISTらとそれぞれ連帯して）支払う義務が、②被告濱岡には、被告後藤と連帯して187万4000円及びこれに対する平成24年3月5日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を（ただし、うち185万3000円及びこれに対する同年3月5日から支払済みまで年5分の割合の遅延損害金は被告ISTらと連帯して）支払う義務が、③被告鈴木には、185万3000円及びこれに対する平成24年2月22日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を（ただし、うち185万3000円及びこれに対する同年2月23日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金は被告後藤、被告IST及び被告加藤と、うち185万3000円及びこれに対する同年3月5日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金は被告濱岡とそれぞれ連帯して）支払う義務が、④被告IST及び被告加藤は、被告後藤及び被告鈴木と連帯して185万3000

0円及びこれに対する平成24年2月23日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を（ただし、うち185万3000円及びこれに対する同年3月5日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金は被告濱岡と連帯して支払う義務がそれぞれあると認められる。

6 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由があるから認容し、よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第42部

裁 判 官 樋口真貴子

これは正本である。

平成 25 年 1 月 13 日

東京地方裁判所民事第 42 部

裁判所書記官 山口 倫

